

タクシー利用券ご利用にあたっての注意事項

この制度は、対象のタクシーを利用する際に初乗運賃（基本料金分）を助成する制度です。

●対象者

町内に住所を有する75歳以上の者及び65歳以上74歳以下の要介護及び要支援認定者

●利用方法

タクシーの配車・乗車時

1. 高取町高齢者外出支援タクシー利用登録証・利用券を所持し、乗務員にタクシー利用券を使用する旨を伝える

支払時

2. 利用登録証と利用券冊子（切り離さない）を乗務員に渡す
3. 乗務員が利用券1枚を切り離し、登録証と残りの利用券を受け取る。
4. 運賃から初乗り運賃を差し引いた金額を支払う

●請求方法

委託料は、支援タクシー利用1回につき初乗運賃（基本料金）に100円を加算した金額です。利用券を取りまとめし、運行月の翌月15日までに請求書を町福祉課まで提出願います。なお、請求の際に当該運行月の利用券と集計表の添付をお願いします。

●利用券の有効期限

令和3年1月～3月まで。なお今年度の年間利用券枚数は6枚になります。有効期限を過ぎた券は無効となります。

●注意事項

- ・利用は本人に限ります（ただし、本人以外の家族等の同乗は可能です）。
- ・タクシー料金は初乗運賃（基本料金）のみ免除されます。よって、総トータル運賃＝初乗運賃（基本料金）＝利用者負担額となります。
- ・タクシー利用券は1度の乗車で1枚限りの使用となります。利用券の交付を受けた方が複数名同乗された場合でも1枚限りとなりますのでご注意ください。また、障害者福祉タクシー制度の利用券との同時使用はできません。
- ・利用区間の制限は設けておりません。発着は町内外関係なく利用可能です。


●お問い合わせ先

高取町福祉課 TEL.0744-52-3334（内線135）
FAX.0744-52-4063

タクシー会社の皆様へ

高取町高齢者外出支援タクシーの対象者のご利用がございましたら、下記の点に注意してください。


利用登録証について

高取町高齢者外出支援タクシー利用登録証	
写真貼付欄 4cm×3cm	氏名： _____
	登録番号： _____
	高取町長 

←氏名について間違いがないか確認をお願いします。

ご顔写真について、明らかに本人でないとと思われる方から掲示された場合は声掛けをお願いします。

利用券について

きりとり線	
令和2年度	
高取町高齢者外出支援タクシー利用券	
乗車日	年 月 日
乗車区間	～
タクシー	中型 ・ 小型
事業者名	
車両番号	
乗務員氏名	
利用券番号	第 _____ 号
有効期限 令和 3年 3月31日	
※有効期限を超えたご利用はできません。	
発行者	高取町長 

←乗車日を入れてください。

←乗車区間を入れてください(例 観音寺大字～平成記念病院)

←中型か小型かお選びください。

←タクシー会社名を入れてください。

←タクシーの車両番号を入れてください。

←利用券を受け取った運転手名を入れてください。

←番号についてはあらかじめ記載して利用者にお渡します。
登録証の番号と間違いがないか確認してください。

←有効期限が切れていないか確認してください。